

「主な取組」検証票

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり	施策	① 地域安全対策の推進
			施策の小項目名	○社会情勢の変化へ対応する警察活動の推進
主な取組	暴力団総合対策事業			
対応する主な課題	①犯罪の起きにくい沖縄県の実現を図るため、警察安全相談体制、人材育成や施設整備など警察基盤を強化するとともに、犯罪被害者の負担軽減・早期被害回復を図るため、犯罪被害者に対する支援活動等を推進する必要がある。 また、刑法犯認知件数は減少しているものの、子ども・女性に対する前兆事案の増加など、県民の体感治安としては未だ十分とはいえず、取組の充実強化を図る必要がある。 さらに、サイバー空間の脅威が深刻化する中、サイバー空間の治安維持に係る取組を強化するとともに、県民のサイバーセキュリティ意識の向上を図る必要がある。			

1 取組の概要 (Plan)

取組内容	年度別計画				
暴力団を社会から追放・壊滅し、県民の安全と社会の平穏を確保するため、県民の暴力団排除気運を高め、暴力団犯罪の取締りを徹底する。	H29	H30	R元	R2	R3
実施主体	県				
担当部課【連絡先】	警察本部刑事部組織犯罪対策課 【098-862-0110】				
暴力団排除活動気運の更なる活性化					

2 取組の状況 (Do)

(1) 取組の進捗状況 (単位：千円)

予算事業名	暴力団対策費						R4年度		令和3年度活動内容と令和4年度活動計画	
主な財源	実施方法	H29年度 決算額	H30年度 決算額	R元年度 決算額	R2年度 決算額	R3年度 決算見込額	当初予算額	主な財源	○R3年度： 不当要求防止責任者講習25回、青少年に対する暴力団排除教室4回、暴排講話3回を開催したほか、暴力団排除組織（3団体）の結成促進を図った。 ○R4年度： 引き続き、上記活動のほか、暴力団事務所撤去、さらに暴力団犯罪被害者の保護対策や被害の救済支援等の各種暴排活動を推進する。	
県単等	直接実施	4,956	4,399	4,038	4,462	3,835	4,320	県単等		
予算事業名	暴力団情報ファイリングシステム整備事業						R4年度		令和3年度活動内容と令和4年度活動計画	
主な財源	実施方法	H29年度 決算額	H30年度 決算額	R元年度 決算額	R2年度 決算額	R3年度 決算見込額	当初予算額	主な財源	○R3年度： 同システムを活用し、暴対法に基づく旭琉会第11回指定の情報集約を実施した。 ○R4年度： 引き続き、企業や行政機関等に対して適宜適切な情報提供を行い、公共事業や各種業界等からの暴力団排除活動を推進する。	
県単等	直接実施	14,375	19,271	19,271	19,271	19,271	17,886	県単等		

活動指標名	不当要求防止責任者講習				R3年度			R3年度 決算見込 額合計	進捗状況	活動概要
実績値	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	実績値(A)	目標値(B)	達成割合 A/B			
活動指標名	青少年に対する暴力団排除教室				R3年度					
実績値	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	実績値(A)	目標値(B)	達成割合 A/B			
	32回 (約1,129人)	31回 (約1,160人)	22回 (約800人)	25回 (約665人)	25回 (約709人)	25回 (約1,200人)	100.0%			
活動指標名	協議会等における暴排講話等				R3年度					
実績値	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	実績値(A)	目標値(B)	達成割合 A/B			
	30回	30回	33回	2回	5回	30回	16.6%			

(2) これまでの改善案の反映状況

令和3年度の取組改善案	反映状況
<ul style="list-style-type: none"> 「暴力団排除特別強化地域」における暴排ローラーなど暴力団排除活動を推進し、潜在化する不当要求行為等を摘発して改正暴力団排除条例の県内初適用を図る。 「みかじめ料等縁切り隊」と連携し繁華街における官民合同パトロールを実施するとともに、マスコミを活用した広報啓発活動により県民の更なる暴力団排除気運の醸成に努める。 新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、青少年に対する暴力団排除教室、暴排講話を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 暴排ローラーについて、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、実施できず。 令和3年度は、「うるま市社交飲食業組合みかじめ料等縁切り同盟（30事業者）」「恩納村海浜・海域への暴力団等介入阻止同盟（7団体）」「読谷村暴力団等反社会的勢力の介入を阻止する連絡協議会（5団体）」を発足し、広報啓発活動を実施した。 新型コロナウイルス感染症対策の影響により、受講を受け入れる学校が減少したが、ソーシャルディスタンスに配慮した講話の実施、リモートによる講話を実施した結果4回の講話を実施することができた。

3 取組の検証 (Check)

(1) 推進上の留意点 (内部要因、外部環境の変化)

○内部要因	○外部環境の変化
<ul style="list-style-type: none"> 暴力団対策法及び暴力団排除条例の改正による規制強化等に伴い、暴力団の活動実態がより一層不透明化しており、暴力団対策法の適用が困難な状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成2年に発生した、高校生1人、警察官2人の貴い命が犠牲となった第六次暴力団抗争から30年以上が経過し、県民の間で暴力団抗争事件の記憶が風化しつつ、暴力団排除気運が低下していくことが懸念される。 令和元年7月に旭琉会会長の死去後、未だ会長は決まっておらず、跡目や役員人事を巡って内部分裂、対立抗争事件の発生が懸念される。 新型コロナウイルス感染症防止対策の影響により、暴排講話等の実施回数が減少した。

(2) 改善余地の検証 (取組の効果の更なる向上の視点)

- 学校へ往訪し、相互通信が可能なりモート講話の開催を検討するとともに、相互通信が困難であれば一方通信によるリモート講話の実施、DVD、CD、紙媒体等の教養資料を作成して学校へ配布し、教職員を介した教養を推進するなどして、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら、青少年に対する暴力団排除教室、協議会等における暴排講話を実施する。
- 県民の暴力団排除気運を高めるため、より効果的な暴排講話やマスコミ等を利用した広報啓発活動を実施する。
- 潜在化する暴力団の活動実態に対し、情報収集の強化による暴力団組織の実態解明と壊滅に向けた戦略的な取締りを推進する必要がある。
- 暴力団対策法による効果的な規制と暴力団排除条例の適用等社会一体となった暴力団排除活動を推進する必要がある。

4 取組の改善案 (Action)

<ul style="list-style-type: none"> 「暴力団排除特別地域」における暴排ローラーなど暴力団排除活動を推進し、潜在化する不当要求行為等を摘発して改正暴力団排除条例の県内初適用を図る。 「みかじめ料等縁切り隊」と連携し繁華街における官民合同パトロールを実施するとともに、マスコミを活用した広報啓発活動により県民の更なる暴力団排除気運の醸成に努める。 新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、青少年に対する暴力団排除教室、暴排講話を実施する。
--